

事務連絡

令和4年1月17日

奨学金事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 国際教育課

新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度新規採用者への奨学金の支給について

平素、本協会事業にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、本協会で開催しております奨学金の支給については、日本に在留している期間を支給対象としております。令和4年度新規採用者への奨学金の支給について、下記のとおりといたしますので、通知いたします。

なお、今後の状況の変化を踏まえ、必要に応じ改めて通知いたします。

記

1 採用時の支給期間の決定について

願書記載の入学月、卒業月に基づき支給期間を決定いたします。

2 支給期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の流行の影響で渡日できない状況にあると認められる場合は、受給資格を有する者として取り扱います。ただし、奨学金の支給始期は渡日月からとし、支給終期は選考結果通知のとおりといたします。

3 手続きについて

渡日が選考結果通知に記載の奨学金支給始期よりも遅れることが判明した時点で速やかにご連絡ください。

4 送金について

渡日が奨学金支給始期よりも遅れる場合、事務処理の手引き記載の送金スケジュールを変更する場合があります。その場合、個別にご相談させていただきます。

5 渡日しない場合について

渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、奨学金の支給決定を取り消します。

以上